

2. てちょう 手帳

身体障害者手帳



担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体障害者手帳とは、身体障害者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として、つぎの種類の障害がある方に交付されます。

〈手帳の交付対象となる障害種別〉※手帳の等級には、1級から6級があります。

- | |
|--|
| (1) 視覚障害 1級～6級 |
| (2) 聴覚障害 2級～4級・6級 |
| (3) 平衡機能障害 3級・5級 |
| (4) 音声・言語・そしゃくの機能の障害 3級・4級 |
| (5) 肢体不自由（上肢・下肢） 1級～6級 |
| (6) 肢体不自由（体幹） 1級～3級・5級 |
| (7) 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能の障害 1級・3級・4級 |
| (8) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能の障害 1級～4級 |



手帳

〈申請方法〉

障害福祉課にて申請できます。以下の書類が必要です。

- (1) 都道府県知事が指定した医師の診断書（用紙は障害福祉課にあります）
- (2) 本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身脱帽で正面、白黒可、ポラロイドは不可）
- (3) マイナンバーがわかるもの（通知カードまたは個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票等）
- (4) 身分証明書（運転免許証、マイナンバー等、公の機関が発行した写真付きであるもの1点、顔写真のない各種医療証・年金手帳などの場合は2点）

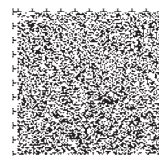
※指定医師については、担当窓口にお問い合わせください。

〈診断書作成料の助成〉

手帳申請または障害更新時に提出された診断書の文書料（限度額3,000円）を助成します。以下のものをお持ちになり、障害福祉課にて申請してください。

- (1) 診断書料の領収書（原本）
- (2) 本人の銀行口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- (3) 印鑑（朱肉使用の印、認印可）

※生活保護を受給している方は、生活福祉課へお問い合わせください。



愛の手帳とは、知的障害者（児）の方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

障害の程度については1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分されます。

■新規、再判定

申請の際には次の窓口にお問い合わせください。

3・6・12・18歳に達したときは、再判定が必要です。

〈問 合 せ〉

・18歳以上の方・・・東京都心身障害者福祉センター多摩支所

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1

電話 (042) 573-3311 FAX (042) 576-5295

・18歳未満の方・・・東京都小平児童相談所

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24（東京都多摩小平保健所庁舎3階）

電話 (042) 467-3711 FAX (042) 467-5241

■変更等

下記の申請には次のものが必要となります。

（1）住所変更（都内から国分寺市に転入、市内転居）

⇒手帳

（2）住所変更（転出）

⇒都外転出の場合は東京都へ返還の手続きが必要です。

転出後新たな居住地の区市町村へ届出を行い、療育手帳の交付が済みましたら返還届と手帳を障害福祉課にお送りください。

（3）氏名変更、保護者の変更

⇒手帳

（4）再交付（破損、写真貼替、紛失）

⇒顔写真（縦4cm×横3cm）、手帳（紛失時を除く）

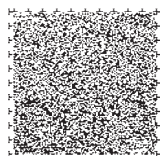
（5）返還（死亡、再交付後紛失した手帳を発見等）

⇒手帳

※（1）～（5）について、詳しくは障害福祉課生活支援係にお問い合わせください。



手
帳



精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されるもので、手帳の等級は1級から3級まであります。手帳の有効期限は原則として2年間です。

〈申請方法〉障害福祉課相談支援係で申請ができます。以下の書類が必要です。

- (1) 申請書（様式は障害福祉課にあります）
- (2) 障害程度を判断する書類（①または②）
 - ①精神障害者保健福祉手帳用診断書
⇒初診日から6か月以上経過して作成され、診断書作成日が申請日から3か月以内のもの。（様式は障害福祉課にあります。）
 - ②障害年金または特別障害給付金を受給していることがわかるものと同意書（様式は障害福祉課にあります。）
⇒次のうちいずれか1点の写し
 - ・年金証書、年金裁定通知書、年金振込通知書（最新のもの）、特別障害給付金受給資格者証、特別障害給付金支給決定通知書（最新のもの）
- (3) 本人の顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したものを1枚。カラー白黒は問いません。）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し（新規・紛失の場合は不要）
- (5) 官製はがき（85円、未使用のもの1枚。東京都から手帳が市役所に届いたことをお知らせするために使用します。）
- (6) マイナンバーがわかるもの（個人番号カード等）
- (7) 本人確認のための公的書類（AまたはBのいずれか）
 - ※代理申請される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。
 - A 次のうちいずれか1点（顔写真付きの証明書）
⇒個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード、特別永住者証明書 等
 - B 次のうちいずれか2点
⇒被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
- (8) 委任状（※代理申請の場合、必要です。様式は問いませんが、市ホームページにも掲載しています。）

〈診断書作成料の助成〉

手帳申請または障害更新時に提出された診断書の文書料（限度額3,000円）を助成します。以下のものをお持ちになり、障害福祉課にて申請してください。

- (1) 診断書料の領収書（原本）
- (2) 本人の銀行口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- (3) 印鑑（朱肉使用の印、認印可）

※生活保護を受給している方は、生活福祉課へお問い合わせください。



手帳

